

【会議の概要】

会 議 名：平成 29 年度第 3 回加古川市障害者施策推進協議会
 日 時：平成 29 年 10 月 13 日（金）午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
 場 所：加古川市役所 新館 10 階 大会議室
 議 題：障害福祉計画及び障害児福祉計画について
 出 席 者：委員 9 名、市（事務局）11 名
 公開・非公開の別：公開

【協議の概要】

平成 30 年度を初年度とする第 5 期加古川市障害福祉計画及び第 1 期加古川市障害児福祉計画の素案について事務局より説明を行った。

- (1) 計画素案第 1 章（計画の基本的な考え方）及び 2 章（成果目標）の変更点について
 事務局より、第 2 回協議会にて委員よりいただいた意見の反映状況について説明を行った。
- (2) 計画素案第 3 章（活動指標とその確保のための方策）について
 事務局より、成果目標を達成するために必要なサービス等の見込量とその確保のために市が定めた方策について説明。そのことに対して委員より意見をいただいた。
- (3) 計画素案第 4 章（障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項）及び 5 章（計画の推進）について
 事務局より、「虐待の防止」や「障害者差別解消の推進」等に関する取組事項を説明した。また、計画の推進体制、進捗管理についても説明を行い、それらに対して委員より意見をいただいた。
- (4) パブリックコメントの実施について
 事務局より、実施期間や計画素案の閲覧場所等について説明を行った。

以 上

司会）事務局、議長）会長

1 開 会

《事務局より配付資料及び出席者の確認》

2 協 議

- (1) 計画素案第 1 章（計画の基本的な考え方）及び 2 章（成果目標）の変更点について

[事務局]

前回の会議において、第 1 章及び第 2 章の部分で委員の皆様から頂いた意見を踏まえ、変更した箇所についてご説明いたします。

◆第 1 章 「計画の理念」の記載場所の変更

「計画の理念」の記載場所を第 1 章の最後としていましたが、「計画の趣旨」の次に記載するよう変更しました。

◆第 1 章 子ども・子育て支援事業計画との関係性について

「2 計画の位置づけ」のところで「加古川市子ども・子育て支援事業計画」の名称を明記しました。また、「7 計画の策定体制」で、「子育て支援や保健医療等の庁内関係部局、関係機関との協議」を追加し、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図る観点を明確にしました。

◆第 2 章 成果目標「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について

単に協議会を設置することを成果目標にしていたものを、「地域生活への移行及び定着のための

途切れのない支援」や「地域理解の醸成」、「ピアサポーターの活用」など、協議会の目的や役割を見えるように文言を追加しました。なお、協議の場については、既存の会議等との役割分担等を整理し、効果的な体制とすることが大切であるため、他機関との調整を要することを踏まえ、設置時期は平成32年度末として変更はしていません。

◆第2章 成果目標「地域生活支援拠点等の整備」について

面的な整備を進めるうえで「老人福祉基盤」との連携を図る視点を入れるために、「他領域にまたがる」という文言を追加しました。また、何を整備するかを明確化させるため、「地域生活支援拠点等を」という文言を追加しています。

◆第2章 成果目標「障がい児支援の提供体制の整備等」について

前回の会議で、放課後児童クラブでの障がい児の受入れについて、参考数値を入れてはどうかのご意見がありました。このことについて、本市の児童クラブの状況を説明します。これまで小学校3年生までであったクラブを、全小学校で6年生までとするなど、「量の拡大」を図っています。これは「加古川市子ども・子育て支援事業計画」の中で必要量を見込んで整備を進めているところであり、また、見込量は小学校に通う子どもを対象としていますので、その中には「手帳を持っている児童」だけでなく、「手帳は持っていないけれども何かしらの特性がある児童」も含まれています。児童クラブでは、現在も利用希望がある方全てを受け入れるようにしており、クラブの状況に応じて職員の増員が必要であれば加配をするようにしております。このことから「障がい児の受入れ」としては数値目標は定めておりません。放課後等デイサービスと放課後児童クラブの関係においては、後ほど「第3章の活動指標とその確保のための方策」のところでご説明しますが、利用者がどちらの場所を選択するのかということについては、まずは受入れ体制が整っていることが大切であり、そして、どちらの場所が本人にとって適切なのかを支援する支援者の役割が重要であると考えています。

◆第2章 成果目標「医療的ケア児支援の協議の場の設置」について

この成果目標は母子保健の範囲も対象となりますので、目標設定の説明において、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」であることを明記し、母子保健部門も協議の場に入ることを想定した表現としました。

(2) 計画素案第3章（活動指標とその確保のための方策）について

[事務局]

第3章の「活動指標とその確保のための方策」では、大きく6つの項目に分けて計画素案に示していますので、各項目ごとに説明します。

◆訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

訪問系サービスのこれまでの実績とこれからの見込量について表に示しています。訪問系サービスの利用実績をみると、年々増加していることがわかります。これまでの実績と伸び率を基に第5期計画の見込量を設定しました。見込量確保のための方策は下記のとおりです。

見込量確保のための方策

○福祉施設から地域生活への移行を進めるにあたって、居宅介護等の訪問系サービスの利用増加が見込まれます。障がい者の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられるため、サービス提供体制の確保に努めます。

○加古川市障害者自立支援協議会などの活動を通じて、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

◆日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療

養介護)

見込量の算出にあたっては、これまでの実績と伸び率、事業所の新規開設の意向等を基にしています。見込量確保のための方策は下記のとおりです。また、本市の重点方策として、ショートステイ枠の確保と、関係機関の連携による医療的ケアや緊急での利用が可能となるよう、サービスの提供体制の整備に努めることを記載しています。

見込量確保のための方策

- 加古川市障害者自立支援協議会の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、相互の情報交換の活性化を図り、安定的なサービス提供体制を引き続き支援します。
- 関係機関等へ働きかけるなど、施設整備に関する補助事業や情報提供を行うことにより事業者の新規参入の促進に努めます。

◎重点方策

- 既存施設（ショートステイ枠）の定員増や空き施設の利用など、社会資源の活用を促進するとともに、地域生活支援拠点等の整備により、ショートステイ枠の確保に努めます。
- 医療的ケアや緊急時の利用が可能な施設整備を確保するため、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

◆居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）

見込量の算出にあたっては、これまでの実績と事業所の新規開設の意向等を基にしています。見込量確保のための方策は下記のとおりです。また、本市の重点方策として、精神科病院や入所施設と連携し、地域生活への移行が可能な人についてはグループホーム等の地域生活への移行を図るとともに、施設整備に関する補助事業により、グループホーム事業者の新規参入を図ることとします。

見込量確保のための方策

- 地域生活への移行促進のため、適切なケアマネジメントにより、真に入所を必要とする方の待機状態の解消に努めます。

◎重点方策

- 精神科病院や入所施設と連携を図り、地域生活への移行が可能な人についてはグループホーム等の地域生活への移行を促します。
- 施設整備に関する補助事業により、グループホーム事業者の新規参入を図ります。

◆相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

見込量の算出にあたっては、障害福祉サービス受給者数の推移と計画相談支援の実績を基にしています。見込量確保のための方策は下記のとおりです。第4期計画策定時は相談支援専門員が不足していたため、相談支援事業所や相談支援専門員数の拡充が求められていましたが、現在はその拡充が進み、今後は相談支援専門員の質の向上が求められています。そのため、本市では、先月より総合福祉会館に設置された加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上に努めることを重点方策としています。

見込量確保のための方策

- 計画相談支援の提供体制の整備のため、引き続き相談支援事業者に対して、相談支援専門員初任者研修の受講を促します。
- 新たに事業へ参入する事業者に対して、円滑に事業が実施できるよう支援します。
- 県が開催する研修の定員増及び受講枠の確保に努めます。

◎重点方策

- 加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上に努めます。

◆地域生活支援事業

見込量の算出にあたっては、これまでの実績を基にしています。

見込量確保のための方策は下記のとおりです。①相談支援事業のピアカウンセリングについては、現在の障害種別ごとのピアカウンセリング事業の周知・普及啓発の推進に努め、利用しやすい実施方法の再検討を行っていきます。続いて、③意思疎通支援事業と⑤手話奉仕員養成研修事業の方策ですが、重点方策として記載していますように、今年度施行された「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」に基づいて、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境整備に関する施策や、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、朗読奉仕員などのコミュニケーション支援者の養成に関する施策を実施していきます。具体的な事業内容については、「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会」において検討し、施策を推進していきます。また、別の重点方策として、日中一時支援実施事業所と連携し、学校の長期休業における医療的ケアの必要な障がい児の受け入れや緊急時対応ができる環境の整備に努めることを記載しています。

見込量確保のための方策

①相談支援事業

- 加古川市障がい者基幹相談支援センターにおいて相談支援の機能強化を図り、相談のニーズの掘り起こしを行うことにより、相談件数の増加や困難事例への対応を進めていきます。
- ピアカウンセリング事業の周知・普及啓発の推進に努めるとともに、ピアカウンセリングを利用しやすい実施方法の再検討を行ないます。

②成年後見制度利用支援事業

- 利用者の拡大につながるよう、成年後見制度の周知を図ります。

③意思疎通支援事業

- 設置手話通訳者の複数名配置を行ない、窓口における意思疎通の円滑化を図るとともに、派遣手話通訳者及び派遣要約筆記者の体制のさらなる充実に努めます。
- 要約筆記者の養成に努めるとともに、派遣要約筆記者の体制のさらなる充実に努めます。

④日常生活用具給付等事業

- 日常生活用具の情報収集や障がい者のニーズを把握し、事業の更なる充実に努めます。

⑤手話奉仕員養成研修事業

- 手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保に繋がります。

⑥移動支援事業

○利用者のニーズを把握するとともに、移動支援事業を活用した社会参加の機会の確保に努めます。

⑦地域活動支援センター機能強化事業

○市内の地域活動支援センターへの情報提供や相談などの支援を継続し、利用者の地域生活を支援する地域活動支援センターの機能の充実強化に努めます。

⑧その他事業

○利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

◎重点方策

○日中一時支援実施事業所と連携し、学校の長期休業における医療的ケアの必要な障がい児の受け入れや緊急時対応ができる環境の整備に努めます。

◎重点方策

『加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例に基づく施策の実施』

○手話を学ぶ機会の提供等に関する施策を実施します。

○障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策を実施します。

○障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策を実施します。

○コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策を実施します。

※加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会にて具体的な実施事業内容を検討し、施策を推進していきます。

関連する事業（地域生活支援事業）

意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、点字広報等発行事業、点訳奉仕員養成研修事業、朗読奉仕員養成研修事業

◆障害児通所支援等

見込量の算出にあたっては、これまでの実績を基にしています。見込量確保のための方策は下記のとおりです。本市の重点方策として、加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上に努めることを記載しています。

見込量確保のための方策

◎重点方策

○加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上に努めます。

計画素案第3章（活動指標とその確保のための方策）についての質疑

[委員]

居宅支援・施設系のサービスである自立生活援助（平成30年度から新設）の概要説明のところで、「施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がい者が対象となります」との記載がありますが、対象者を限定してしまっているように感じます。成果目標である地域生活支援拠点等の整備の中で、親元からの自立といった文言が記載されていますので、親元からの自立等も含めて対象者を広げてはいかがでしょうか。

[事務局]

自立生活援助の対象者は、「障害者支援施設の退所者、グループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障害に起因する疾病等により入院していた者」とあわせ、「現に障害、疾病等を有する家族と同居している者」とされているため、単身生活をしようとする方なども対象となります。したがって、ご指摘いただいた件に関しては、「施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がい者や、現在家族と同居しているが単身生活を希望する障がい者が対象となります。」に記載を変更いたします。

[委員]

共同生活援助のサービスの説明で「地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者が対象となります」とありますが、この文言は、平成26年4月以前のものであり、共同生活介護（ケアホーム）と一元化されたので、援助項目の中に、入浴、排せつ、食事等の介護も入れるべきであり、「共同生活を営むのに支障のない障がい者」ではなく、「共同生活を営むことを希望する障がい者」にすべきではないでしょうか。

[事務局]

共同生活援助のサービスの内容説明については、ご指摘いただきましたとおりですので、「地域での共同生活を希望する障がい者が対象となります。」に変更します。また、「援助項目の中に、入浴、排せつ、食事等の介護を入れるべき」というご指摘についても、「主に夜間、共同生活住居において、相談、入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。」に変更します。

[委員]

「精神科病院や入所施設と連携を図り、地域生活への移行が可能な人についてはグループホーム等の地域生活への移行を促します」という重点方策について、「グループホーム等」の前に「自立生活援助を行ったり」という文言を追加すべきではないでしょうか。

[事務局]

自立生活援助は、在宅生活をしている人や家族との生活から単身生活を行おうとしている人に対するサービスになります。精神科病院から単身生活における支援については、まず地域移行支援サービスを利用し、退院や退所へ向けた支援を行うこととなります。従いまして、文言としては、「精神科病院や入所施設と連携を図り、地域生活への移行が可能な人については障害福祉サービスの利用等によりグループホーム等の地域生活への移行を促します」に変更いたします。

[委員]

地域生活支援事業の中の意思疎通支援事業の方策では手話通訳者と要約筆記者にのみ言及していますが、重度の知的障がい者など、聴覚障害以外で意思疎通が困難になっている方への支援についても示していただきたいです。特に計画相談支援者や教員、介護職員への研修を実施いただきたいと思えます。

[事務局]

障害者総合支援法では意思疎通支援事業として設置手話通訳者、派遣手話通訳者、派遣要約筆記者についての規定があり、これに準じて方策を示しています。これとは別に、「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例に基づく施策の実施」を重点方策として記載しています。これは聴覚障害以外の方も含め、コミュニケーション支援が必要な方に対して施策を実施していくことですが、知的障がいがある方のコミュニケーション支援といった、具体的な内容については、加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会において、これから検討を行っていきます。

[委員]

手話通訳者や要約筆記者の方々にはよくお世話になっているのですが、ご高齢になられている方が多いと感じています。特に要約筆記者の高齢化が進んでおり、支援者の確保が課題であると認識しています。高齢社会となり、中途失聴の方も増加している中、障がい者団体として支援者確保のための声かけが必要であると思っているのですが、市としてはどのように考えているのでしょうか。

[事務局]

手話奉仕員養成研修事業において、ろうあ協会に手話奉仕員養成講座を委託しており、現状の受講者数は15名程度となっています。講座が修了したら、手話サークルなどの場があります。また、支援者の確保などの課題への対応といった具体的な施策については、これから施策推進委員会において進めていきたいと考えています。

[委員]

社会福祉協議会でも点訳ボランティアの養成講座や要約筆記の養成講座などを実施していますが、参加者が少ないです。もっと若い方が参加できるような講座の仕組みが必要だと感じています。支援者になりうる人材の情報を障がい者団体からいただけたらありがたいです。また、言葉の問題なのですが、手話奉仕員や点訳奉仕員といった言葉が使われていますが、一昔前の言い方にも聞こえます。法律で定められてある言い方なのであれば仕方がないと思いますが、変更できるのであれば、別の言葉に変えてみてはどうでしょうか。

[委員]

現状と見込の考え方について、ほとんどすべての項目について、これまでの実績を基にして次期計画の見込量を算出しています。このことは、現状を維持すれば3年後にはこのようになると言っているのと同じで、行政の考え方や施策などが反映されていないものです。計画において、行政はもっと考え方を示すべきであると思えます。兵庫県では放課後等デイサービスの支給量の増加に対して、より適切な利用を進めるために、一定の制限をかけることを検討しています。一方、この計画素案ではそ

のような方針がないため、放課後等デイサービスの現状をこのまま継続させていくということなのでしょうか。

[事務局]

放課後等デイサービスの利用者に対しては、年に1度支給決定をしています。支給に当たっては放課後等デイサービスの必要性を1人1人見極めて決定しているところですが、その積み重ねが、第4期計画の実績となっています。今後もその人に本当に必要な支給量であるのかということ踏まえながら適切な支給決定していきます。

[事務局]

見込量確保のための方策のところ記載しているように、放課後等デイサービスの支給については、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を所管する市関係部局と協議をしていきたいと考えています。そこでの調整を踏まえながら、より適切な支給決定を進めて行きたいと考えています。

[事務局]

放課後等デイサービスと放課後児童クラブのどちらを利用するかということについては、利用者にどのようなニーズがあるのかということをも的確に把握し、必要な支援を受けられる事業所を選択してもらう必要があります。どのような支援がより適切であるのかを見極め、そこに案内できるかどうかは相談員の質によるところですが、相談支援の質の向上のために、月に1度、基幹相談支援センターで市内の相談支援事業所の相談員が集まり、ネットワーク会議を開いています。このような場を活用しながら、適切な相談支援について協議していきたいと考えています。

[会長]

利用者個人のサービスの質や量となると、個人の支援計画をしっかりとやっていく必要がありますが、このことについてご意見ある方はいらっしゃいますか。

[委員]

放課後等デイサービスについては、利用したくても断られることがあると聞きます。一方、必要以上に利用している方がいると聞きます。相談支援専門員は計画相談において、1人1人に合わせた細かいサービスの見直しをしていく必要であると思います。

[会長]

支援をするうえで負担が少ない障がい者だけを受入れ、負担が多い障がい者は利用を断るといったことを聞いたことがあります。こういった選別が行われていることについて、協議会として注視していきたいと思います。

[委員]

先ほどの話では、計画相談の質が重要とのことだったのですが、計画相談支援のモニタリング数が第4期計画の見込量に対して実績が大幅に少なくなっています。第5期計画の見込量では実績を基にモニタリング件数を見込んでいるようですが、これを伸ばしていく必要はないのでしょうか。

[事務局]

第4期計画のモニタリング件数の見込量についてですが、第4期計画の策定時点ではモニタリング件数の過去実績がなく、相談支援専門員がモニタリングを毎月行くと仮定したうえでの見込量となっています。しかし、実際は利用者の必要に応じた頻度でのモニタリングの実施となっており、見込量と実績との乖離が大きくなっています。第5期計画においては、利用者の必要に応じた頻度のモニタリング件数を見込むため、実績に基づいた見込量を設定しています。

[委員]

共同生活援助の見込量のところで、「うち重度障がい者」という内訳を入れられる予定はあるのでしょうか。おそらく来年から重度障がいの方を対象としたグループホームの類型が新設されるのですが、重度障がいの方を地域へ移行するうえで加古川市としてどのように利用者数を見込むのでしょうか。

[事務局]

市内にあるグループホームが施設として、どの程度重度障がい者に対応しているのかということは把握できていない状況ですので、現状を確認したうえで検討いたします。また、重度障がいの方で、グループホーム入所の希望がある場合は、随時個別に対応していきます。

(3) 計画素案第4章（障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項）及び5章（計画の推進）について

[事務局]

第4章では、「1 虐待の防止」、「2 障害者差別解消の推進」、「3 就労支援と雇用促進」（追加）、「4 事業所における利用者の安全確保に向けた取組」の4つの取組事項を示していますが、前回の協議会では国の指針にある「芸術文化活動による社会参画の促進」という項目を入れておりましたが、第3章の地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション事業」と重複しますので、第4章では記載しないこととしました。

◆虐待の防止について

加古川市障がい者虐待防止センターや加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心とした「体制の整備や周知」を図ることとし、「緊急時の対応」や「事業者に対する指導・助言」、「相談支援事業所への周知・啓発」を行うこととしています。

◆障害者差別解消の推進について

助成金制度を活用した「事業者による合理的配慮の提供の促進」、「啓発活動の実施」、「障害者差別解消地域協議会の設置」を行うこととしております。

◆就労支援と雇用促進について

「障害者雇用に関する周知・啓発」、「就労支援体制の活用」、「本市における障がい者雇用への取組」を行うこととしています。

◆事業所における利用者の安全確保に向けた取組

「事業所の災害時に対する備えの意識啓発」、「地域に開かれた施設となる取組に対する支援」を行うこととしています。

次に、第5章の計画の推進についてですが、当計画は、昨年度策定した「加古川市障がい者基本計

画」とともに毎年P D C Aサイクルに基づく進捗管理を行い、施策の着実な実施をより推進することを記載しております。

[委員]

「障害者差別解消の推進」の中で、合理的配慮の提供に要する費用の一部を助成する制度を実施するというのですが、これは他市ではあまり見ない制度であるので、ぜひ進めていただきたいと思います。

[委員]

平成 30 年度から新設される就労定着支援というサービスの主な担い手は就労移行支援事業所になると聞いていますが、そう理解していてもよろしいのでしょうか。もしそうなのであれば、障害者就業・生活支援センターとの役割分担や連携はどのようになるのでしょうか。また、質の高いサービスの提供ということになると、支援者となる人材をどのように育てていくのでしょうか。

[事務局]

就労移行支援事業所はそのサービスの一環として、一般就労後の利用者の状況を把握しているため、就労定着支援を実施しやすい事業所であると思われれます。2つの就労移行支援事業所に就労定着支援事業を実施するかの意向を確認したところ、今のところ実施する方向で考えているとの回答がありました。障害者就業・生活支援センターとの役割分担や連携については、今後、関係機関と話し合いながら検討して行きます。

[会長]

就労支援の人材の育成についてはどのようなものがあるのでしょうか。

[委員]

支援者同士で懇話会を行い、その中で事例を共有することなどが考えられます。

[委員]

「事業所における利用者の安全確保に向けた取組」の中で、「事業者だけでなく地域住民との関わりを通じて利用者の安全を確保できるよう、平常時から地域住民との良好な関係を構築する事業者について支援する」という記載がありますが、どのようなことを想定していますか。

[事務局]

昨年度、自立支援協議会において、地域に根ざした事業所について取り上げ、事業所の意見交換会の場で、地域と良好な関係を築いていくための取組事例の紹介を行いました。このような内容を想定しています。

[会長]

これまでの、計画素案の内容で追加でご意見があるところ、質問をしたいところはないでしょうか。

[委員]

相談員として活動する中で、ご夫婦ともに障がい者で、障害年金の管理が難しい方がいましたが、

こういった方々のための成年後見人制度について、市が見込量を掲載していることにうれしくなりました。今後もこの制度が進んでいくことを期待しています。

[委員]

加古川市の救急受入れ体制に不安を感じるという声を聞くことがあります。障がい児は小児科で治療してもらえますが、大人になると救急隊がどこの医療機関へ連れて行ったら良いのか分からないといったことがあります。患者が幼いころから診察を行ってきた医師が、患者が大人になってからも引き続きフォローしてもらえ、地域の体制作りが必要であると思います。

[委員]

救急患者の受入れなどについても、「障がい児支援の提供体制の整備等」の成果目標である「医療的ケア児支援の協議の場」で関係者が集まったときに協議していけば良いのではないのでしょうか。

[委員]

医療型児童発達支援の見込量が記載されていますが、これはどのような内容のサービスなのでしょうか。

[事務局]

肢体や体幹に障害がある未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与といった通常の児童発達支援の内容に加えて、医療的支援も併せて行うことができるサービスです。

[委員]

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置見込人数を1名としていますが、このコーディネーターの役割と、1人という見込量について説明してください。

[事務局]

コーディネーターの役割と適切な配置人数については、今後、話をつめていく必要があります。また、コーディネーターとして適切な人材についても議論していく必要があります。例えば、子ども療育センター、加古川中央市民病院、加古川養護学校などの関係機関に在籍する、医療的ケア児に関する知識が深い方が想定されます。

(4) パブリックコメントの実施について

[事務局]

本計画素案についてのパブリックコメントの実施期間は11月1日から12月1日までを想定しています。パブリックコメントの受付は市内各所の39箇所にて行うとともに、市のホームページでも計画素案を公表し、郵送、電子メール、FAXでの意見受付も行います。

3 事務連絡

[事務局]

ご提出いただいた日程調整票を集計しまして、次回協議会の日時が確定しましたのでご連絡いたします。次回の協議会は12月14日（木）午後1時30分より加古川市民会館 大会議室にて開

催いたしますのでご参加をよろしくお願いいたします。

4 閉 会

以 上